## 事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁防災部水利課計画係 電話 3212-2111 内線 4065

## 事務名 都市計画法に基づく消防水利に関する同意申請の取扱事務

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》

	標準処理期間 計11日 ※電子申請も同処理期間	項番	項目	説明
申	特別区内限定の事務処理となります。 窓口は、開発行為を行う敷地を管轄する消防署(警防課防災安全係又は出張所警防担当)です。 電話等により事務担当者を確認の上、書類を提出してください。	1	検討資料 の確認	提出された検討資料を確認し、図面等に 不足資料があれば要求します。
者	<ul><li>○検討資料の届出</li><li>○同意申請書による申請</li><li>○同意書受領</li><li>「都市計画法に基づく</li><li>一申請方法:電子又は紙</li></ul>	2	事前検討	代替の消防水利の設置について検討を行 います。
情報コーナ	開発行為の資料)	3	同意申請書による申請	事前検討の結果、東京消防庁所管の消防 水利が撤去又は使用不能になる場合は、 代替の消防水利が必要になるため、同意 申請書の提出について主務課から連絡が あります。(申請方法:電子又は紙)
·····		4	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないか、 添付書類がそろっているかなどを審査し ます。
※ 主 務	検討資料事前検討形式審査内容審査決定手続の確認(1日)(7日)(3日)	5	内容審査	代替の消防水利が、基準に適合するか などを審査します。
課	※主務課は、開発行為を行う敷地を管轄する消防署(警防課防災安全係又は出張所警防担当)です。	6	決定手続	内容審査における水利の適性について、 主務課 (消防署長) が決定します。
主管課(本庁		7	同意書受領	決定手続きの完了後、申請者に同意書を 交付します。(交付方法:電子又は紙)
))				